

鵜川水系河川整備計画（原案）に関する説明会

月日：平成20年10月14日（火）

時間：18：00～19：30

場所：むかわ町産業会館 2F 第3会議室

*岡 田

皆さん、おばんでございます。説明会に先立ちまして、会場の皆様をお願い申し上げます。お持ちの携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくか、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、1枚ものでございます。次に、鵜川水系河川整備計画（原案）、1冊になっております。次に、意見募集用紙がございますが、1枚ものでございます。以上でございます。不足している場合は、事務局のほうでお取りいただきたいと思います。

それでは、ただいまから鵜川水系河川整備計画（原案）についての説明会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます私、むかわ町総務企画課長の岡田と申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、説明会開催に当たりまして、むかわ町富士副町長よりご挨拶申し上げます。

*富 士

皆さん、おばんでございます。ただいまご紹介をいただきました富士でございます。本日は、鵜川水系河川整備計画（原案）の説明会ということで、それぞれお仕事でお疲れのところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日は、原案の説明会ということで、室蘭開発建設部のほうから原案について種々ご説明をいただく予定でございます。河川計画、これは、今後20年間の河川整備の方向性について定める、非常に重要な計画でございます。

鵜川水系の占冠からむかわ、この流域に沿う私ども、鵜川から非常に多くの恵みをいただいているところでございます。農業用水、またシシャモを初めとする水産業、もう一方、環境ということで、河口の干潟、こういうものに代表されるわけでございますが、もう一方は、時として自然は猛威を振るうわけでございまして、過去に大きな災害にも見舞われているわけでございます。

そういった意味では、今後の河川整備、非常に私ども期待をするところも大きいわけでございまして、本日の原案について、種々ご説明をいただき、皆さんの忌憚のないご意見を賜ればと思う趣旨でございますので、その辺の趣旨をご理解いただき、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は私ども、主催者になっているわけでございまして、主催者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。どうもありがとうございました。

*岡 田

続きまして、本日ご説明をいただきます室蘭開発建設部苫小牧河川事務所長でありま

す巖倉所長様にご挨拶をお願いいたします。

* 巖 倉

北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧河川事務所長をしております巖倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、遅い時間にもかかわらずお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうご説明をさせていただきます河川整備計画は、河川の整備といっても、堤防や護岸の工事だけではなくて、防災のための観測施設ですとか水防も含めた、河川にかかわるいろいろなことを整えていこうという、非常に範囲の広いものになっております。

河川整備は、法律でも、治水、利水、環境と三つの目標を、よくバランスを考えて、すべてを両立させながら河川整備を行うということにされておまして、このバランスというのが非常に難しい。また、それぞれの川によって適切なバランスや目標というものを持っていかなければならないというところで、今回の原案というのも、私どものつくった案ではあるのですが、先ほど副町長にも言っていたように、この地域の川づくりというのは地域づくりと同じだということも考えていただいて、20年後の川がどうなっているか、それを取り巻く地域とも絡めて、計画の中にこういうことも入れたほうがいいのではないかということを、皆様のふだんの生活の中、今は秋ですが、春、夏、冬の川の姿も心に思い浮かべながらイメージしていただければ、そしてご意見を寄せていただければありがたいと思います。

きょうは、時間の関係上、説明をさせていただいて、質問を受けさせていただくと。ご意見については、インターネットのホームページ、あるいはきょう資料にお配りしております意見募集の紙に書いていただいて、封筒も出口のところに用意してございますので、それでお送りいただきたいなど。意見については、じっくり考えて、寄せていただきたいと。いただいた意見は、一つ一つ必ず中で吟味させていただきますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

私からは挨拶として以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

* 岡 田

それでは、鵜川水系河川整備計画（原案）の説明を、室蘭開発建設部苫小牧河川事務所よりお願いしたいと思います。

* 熊 谷

説明に入ります前に、先に事務局のほうをご紹介させていただきたいと思います。

まず、私の隣におりますのが、室蘭開発建設部苫小牧河川事務所副所長の黒田でござ

います。計画課長の伊藤でございます。室蘭から本部の治水課より参りました治水課長の財津でございます。その隣、流域計画官の若林でございます。そして、私、これより説明のほうの進行をさせていただきます、苫小牧河川事務所計画係の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の説明会の進め方なのですが、まず前半に40分ぐらいいただきまして、お手元にお配りしました整備計画（原案）、ちょっと厚いやつ、これについての説明をパワーポイントで行わせていただきます。その後、質問を40分程度いただきたいと思っております。なお、今所長のほうからのご案内あったとおり、今回は原案の説明会ということで、質問のみを受けさせていただきたいと思えます。ご意見につきましては、先ほど所長申しましたとおり、意見を募集しますというチラシを、郵送なりファクスでお送りいただきたいなと思っております。郵送も、先ほど封筒をご用意していますということでしたので、事務局のほうに言うていただければご用意いたします。

それでは、鵜川水系河川整備計画（原案）の内容について、苫小牧河川事務所計画課長の伊藤よりご説明させていただきます。

* 伊 藤

原案について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、鵜川水系河川整備計画策定の流れを説明いたします。

まず、河川法について説明いたします。河川法とは、洪水を防ぐために堤防をつくったり、ダムをつくったり、河川の水利用を調整し、あるいは河川敷の利用を秩序立てたり、河川の水質を守ったり、河川の生物や植物を保護したりといったような総合的な河川行政を定めた法律であります。河川法の変遷は、図に示すとおり、明治29年に治水を行う制度が発足。39年には利水を追加しております。平成9年の河川法改正後では環境を加えたりして、治水、利水、環境の総合的な河川制度の整備を行うこととしております。

これは、新しい河川法の中で、河川整備計画のくだりを表示しております。第10条の3であります。次に掲げる事項を定めます。1、河川整備計画の目標に関する事項、2、河川整備の実施に関する事項、イとしまして、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、ロとしましては、河川の維持の目的、種類及び施行の場所について定めることとなっております。

この図は、河川整備計画が策定されるまでの流れを示しております。まず、上のほうですが、初めに鵜川水系河川整備基本方針を検討します。社会資本整備審議会から意見をもらい、平成19年11月、国土交通大臣が決定しております。この方針を踏まえて、鵜川水系河川整備計画を検討、原案を作成しました。この原案に対しては、皆様の意見を、意見書に記入の上、郵送やファクス等で広く募集しております。また、今後は公聴

会等も開催する予定であります。さらに、学識経験者等に意見を出していただく鵜川流域委員会においても原案を提示し、意見をいただいております。これらの意見を河川整備計画（案）に反映させて策定します。本日の説明会は、この原案に理解をいただくため行っております。

ここからは治水について説明いたします。

図では、下が鵜川河口です。上が上流を示しております。整備計画の対象区間は、赤で旗揚げされた延長42.9キロ、対象期間はおおむね20年間であります。また、鵜川の流域面積は1,270平方キロ、流域内の町村はむかわ町、占冠村、流域内人口は約1万2,000人です。

鵜川は、図の上側にある占冠村の狩振岳を源として発し、山間部では赤岩青巖峡の渓谷を流れ、また下流に下るにつれて砂州が発達し、河口では干潟となって太平洋に注いでおります。

流域の土地利用は、山林が約8割を超え、森林資源などに恵まれております。中下流部は農耕地として開け、特に豊かな水により、下流部は稲作地帯として発展してきております。また、凡例赤の宅地が川沿いに点在しており、災害時の避難経路は限られております。

この図は、鵜川流域の土地利用の変遷を示しておりますが、かつては蛇行していた鵜川は、洪水被害の軽減を目的として治水事業を進めてきました。大正8年と平成14年を比べると、河道の沿川では田畑の緑や市街地の赤が広がり、発達してきている様子がわかります。

鵜川の流況ですが、平面図赤印の鵜川地点において観察された平成16年の日平均流量をグラフで示しております。グラフは、縦軸が流量、横軸が月であります。春の融雪期は流量が豊富であります。夏は出水による流量が増加、12月から3月の降雪期は流量が少なくなる特徴があります。

これは、鵜川の既往の主要洪水の概要を示しております。明治31年より14回にも上る大きな洪水が発生しております。最近では平成4年8月洪水が戦後の最大流量であり、また記憶に新しい平成18年8月洪水は、既往最大の降雨量でありました。

これが、戦後最大の流量が流れた平成4年8月洪水の被災状況写真です。春日地区の浸水状況、または生田築堤堤防破損状況、道道鵜川穂別線の陥没状況を示しております。

*伊 藤

引き続き、平成18年8月洪水の被災状況について説明します。これが、既往最大の降雨量となった平成18年8月洪水の写真です。ここでは、大原地区、有明地区などの浸水状況を示しております。

河川整備計画の目標流量は、戦後最大規模の洪水である平成4年8月降雨により発生

する洪水流量を安全に流すことを当面の目標としております。その流量は、左図面の鵜川基準地点において3,000トンと設定しております。流量とは、1秒間に1メートルの立方体が流れる量を1トンといい、3,000トンとは、立方体3,000個分の量が一度に流れることをいいます。右図は、縦軸に流量を示しております。水色の既往最大の降雨量となった平成18年8月洪水の実績流量2,200トンに対して、赤線の平成4年8月の目標流量3,000トンと比較しても目標流量が高いことから、安全に流すことが可能です。

平成19年11月に国土交通大臣が決定した河川整備基本方針では、鵜川基準地点での基本高水ピーク流量は3,600トンであります。今回の河川整備計画の目標流量は、内数の3,000トンとしました。

ここで、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標としまして、表にまとめました。洪水の安全な流下は、平成4年8月降雨により発生する洪水流量を安全に流下させること。内水被害の軽減は、関係機関と連携し、軽減を図る。河川管理施設の機能保持は、治水、利水、環境の総合的な視点に立った維持管理を行い、順応的管理に努める。広域防災対策は、地域と連携し、危機管理体制の整備等必要な対策を講じ、地震・津波の被害防止、軽減を図ることを、治水の四つの目標としました。これより治水の整備内容について説明いたします。

堤防断面が不足している区間では、上図のとおり、1枚法面化の堤防を整備していきます。また、無堤部については、土地利用状況や地域の状況等を踏まえた検討を行い、地域の実情に応じた方法により被害の軽減を図ります。

これは堤防の整備状況図であり、左が河口、右が上流側であります。凡例のとおり、黒線は、洪水防御等として築堤工事が進められ、約8割の堤防が完成しております。しかし、黄色の堤防の高さや幅が不足している暫定堤防は、宮戸、春日築堤であります。また、緑の未施工は、春日の一部、仁和、上仁和右岸、穂別築堤であります。今回の河川整備計画では、これらの堤防整備を行います。

河道の流下断面が不足している区間では、図の点線を実線とする河道掘削を行います。その掘削に当たっては、川西頭首工から下流を、シシャモの産卵床に配慮した豊水位以上の掘削とします。豊水位とは、1年を通じ95日これより下回らない水位のことです。また、川西頭首工から上流は、平水位以上の掘削を行います。平水位とは、1年を通じ185日これより下回らない水位のことです。さらに、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行うことで流下能力を向上させ、浸水被害の低減を図ります。

この図は掘削する位置を示し、左が河口であります。凡例の赤線は豊水位の掘削位置であり、黄色が平水位の掘削位置であります。また、水色の点々ですが、これが樹木の除去、下枝払い等を実施する予定範囲であります。

内水被害の軽減としては、円滑かつ迅速に内水被害の実態を踏まえ、関係機関と連携

し、排水ポンプ車等の支援や、必要に応じてその対策のための作業ヤード、釜場などの整備を行います。

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや緊急用資機材の備蓄基地、水防団等の活動拠点などを、地域と連携して整備、活用します。

光ファイバー網及び河川監視カメラ等を整備し、情報伝達基盤の充実を図り、画像の情報収集を行い、効果的な河川監視や防災体制の強化を図ります。

地震発生時の対策として、関係機関と連携し、情報収集、伝達ルートを確保するとともに、河川管理施設の耐震性を照査し、必要に応じて対策を図ります。また、地震とともに津波が発生した場合、河川を遡上する津波による樋門からの浸水被害を軽減するため、必要に応じてゲートの自動化などを図ります。

ここからは利水について説明します。

河川水の利用は、左図のとおり、かんがい用水が55%と多く、発電が2位の44%であります。かんがい用水は、鷺川土地改良区が多く利用しております。また、水道用水は、むかわ町、占冠村に供給され、水力発電は、沙流川流域の右左府発電所に向けて双珠別ダムより送水を行っております。鷺川の主な利水施設は、川西頭首工などのかんがい施設や、発電ダム等の双珠別ダムなどがあります。

鷺川の水質は、国土交通省が毎年公表している一級河川のBOD値による平均水質ランキングにおいて平成17年、18年に日本一となり、鷺川は清流河川と言えます。この採水場所は鷺川橋、穂別橋で、調査したデータを使っております。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としては、鷺川地点の必要な流量として、おおむね6トンの確保に努めること。また、利水施設における取水及び流況の適正な管理に努めることであります。

鷺川の流況は、正常流量おおむね6トンに対して、近年の渇水流量は6.24トンと安定してきております。

流水の正常な機能の維持に必要な流量は、鷺川地点においておおむね6トンの確保を目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努めます。

ここからは環境について説明します。

鷺川流域では、エゾシカやシシャモ、オジロワシなど動植物が生息しております。

河川環境の整備と保全に関する目標ですが、河畔林や水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、保全に努めます。近年、河岸侵食により河口干潟が消失していることから、干潟の保全、再生に努めます。魚がすみやすい川づくりとして、移動の連続性確保及び産卵場の保全に努めます。自然豊かな鷺川らしい河川景観については、その保全に努めます。河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、秩序ある利用に努めます。河川空間は、人々がふれあい、親しめる場として利用されるよう、その整備に努めます。

河道内樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全し、河道掘削等も、多様性のある水際の保全に配慮します。

河口干潟は、鵜川右岸への水制工の設置や、関係機関との連携による浚渫土利用のサンドバイパス等を実施しており、引き続き地域と一体となってモニタリングを実施し、必要に応じて対策を行います。

サケやシシャモについては、生息環境が良好に保たれるよう配慮します。特にシシャモは、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、産卵環境の確保に努めます。

写真に示すとおり、良好な河川環境を保全しつつ、河川利用や環境学習の場等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組んでいきます。

ここからは維持管理について説明します。

左側に示す堤防や樋門、水文観測所などの河川管理施設については、治水上の安全・安心機能を実現、維持するために、利水上、環境上の機能とあわせ、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施します。

堤防や高水敷、低水路については、洪水による被害の防止や、河川が適正に利用され、流水の正常な機能とは、河川環境が維持されるよう、総合的な視点で維持管理を行います。

河川情報は、定期的な水文観測、横断測量調査等により河道状態を把握するとともに、河川管理施設等について定期的なモニタリングを行い、河道や河川管理施設の状況の変化に応じた維持管理を行います。良好な河川環境を維持するため、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映させる順応的管理に努めます。河川整備に当たっては、必要に応じて調査を行い、影響把握に努めます。

治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならないよう、適切に管理します。

洪水予報及び水防警報の提供、水防訓練等による洪水被害の軽減のため、危機管理体制の整備を行います。

洪水ハザードマップの充実及び活用に関する技術支援や、地域防災に関する災害時要援護者の避難体制や啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図ります。

ここからは利用、保全について説明します。

水質の指標BODは、右図のとおり、上限値2.0の環境基準を満たしております。水質の保全に当たっては、定期的な水質観測を行い状況を把握するとともに、関係機関等との連携を図り、現況水質の維持に努めます。

水質事故は、北海道一級河川環境保全連絡協議会鵜川・沙流川部会等を開催し連絡体

制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応ができる体制の充実に図ります。

渇水時には、鵜川水系流域水利用協議会を活用し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実に図ります。また、取水制限が必要な場合は、渇水調整や節水など流域全体での取り組みに努めます。

河川空間は、自然景観を保全し、人々にゆとりと開放感を与える水辺空間として管理します。河川公園等は、地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう、関係自治体と連携を図ります。

鵜川では、河川清掃や住民参加型川づくりを初め、河川と地域との連携活動が活発に行われ、今後も地域住民や関係機関、NPO等との協働をはぐくみ、川での社会貢献活動や交流活動等に対する支援を行います。ちなみに、右のほうに鵜川のゴミマップが表示されておりますが、鵜川のごみ状況をまとめているものでありまして、帰りにでも、入り口のテーブルのところにゴミマップの実物を置いてありますので、ごらんいただければと思っております。

アイヌ文化については、豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化の保存、伝承、振興のため、鵜川流域の河川整備に当たっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の伝承に配慮して行います。また、アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源のため、必要な河川環境を保全、創出していくことに努めます。

これで私からの鵜川水系河川整備計画（原案）の説明を終わらせていただきます。

* 熊 谷

ただいま整備計画（原案）について説明したのですが、事務局の手違いで画面のほうが遠くて見えづかったこと、大変申しわけありませんでした。皆さんにお配りした白ばんに、今説明した内容をずらずらずらと書いております。これを、短い時間ですので、はしりながら、事務局のほうでパワーポイントにしまして説明したのですが、こちらについてご質問を受けさせていただきたいと思います。質問を受ける際、挙手をお願いしたいと思います。住んでおられる地区名を言っていただけると助かります。それと、お名前を発言の上、質問させていただきたいなと思っております。

それでは、今の説明に対して質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

* 住民 A

福住町から参りました・・・でございます。私、ピリカプロジェクトのほうにも参画させていただいておりますけれども、専門的なことはわからないものですからお伺いしたいのですが、防災、災害対応についてなのですが、計画断面云々の話は大体私ものみ込めたのですが、飛行機、航空機なんかの場合、一つのエンジンがだめになっても

ほかのものでカバーして大丈夫だよ、もう一つがだめになってもほかのもので補完して大丈夫だよということで、二重三重の安全を考えているということをは何かの本で読んだことがございますけれども、いろいろ環境問題、非常に騒々しく報道されていますけれども、今後100年の予想ということで、シミュレーションでやった結果についても聞いたことがございますけれども、これから夏場については集中豪雨が多くなるというような話も聞いております。

鵜川でも2年前ですか、1時間の間に集中豪雨がありまして、あっという間に一部のところでは、床上まではいかなかったかもしれませんが、床下まで水が上がってくるようなところもございましたし、あちらこちらの公共施設も、ダメージを受けたところもございました。今回の計画もある一定の目標を持ってつくられたわけですが、従来では想像し得なかったような集中豪雨が来たときに万が一堤防がやられても、仮に遊水地かなんかで代用するというのも、もしそういう場所があれば、万が一堤防が決壊してもそちらでプールして水を吸収して、被害をある程度防げるような考え方もありかなと思うのですけれども、そこらあたりまでの考えというのは、今回の計画の中にはございますのでしょうか。それとも、あくまで現堤防で基本的には守るということなのでしょうか。よろしくお願いします。

* 巖 倉

今の計画の中では、河川整備計画の目標流量というのは、堤防整備と河道の掘削、治水では大きくその二つの工事をすると目標流量は安全に流せるというような範囲のあくまでも計画になっております。

お配りしております原案でいいますと、30ページのあたりにそういうことが書いておりますけれども、堤防の計画高水位という水位以上の水が流れると危ない、堤防がいつ破れるかわからない水位になりますので、そういうときも絶対起き得ないとは限らないのですが、今の計画上は、堤防を越えて水が流れてきたためのために、水防訓練とかそういうことをして土のうを積んで、何とか堤防が破れるのを守るというふうな体制、あるいは監視カメラですとか巡視を行って危ない箇所を早く見つけ出して、必要な避難ができるようにハザードマップで対応するというところまでになってございます。

東京の国土交通省の本省のほうでは、まさに今言っていたような、今後地球温暖化に対して、今の計画をそれを考慮してどういうふうに考えていかなければいけないのかということについて、社会資本整備審議会の河川分科会というところで、IPCCですか、ああいう予測に実際にかかわった先生にも委員に入っていていただきながら、検討中でございます。

今出てきているのは、川の中だけではなくて流域全体を使った対策というのが必要なのではないかということが、今まさに議論がされているところではあるのですが、ここ

も含めて、どこかの河川でそれを計画の中に反映するということまでは至っておりません。ただし、方針がまとまって、全国的にこうすべきだということが来ると、この河川整備計画ももしかしたらそれを踏まえて改めるというところが出てくるかもしれません。今は、そこまでは入っておりません。

* 熊 谷

ご理解いただけたでしょうか。

* 財 津

治水課長の財津です。補足ですけれども、30ページの下から7行目、「一方」というところから記述があるのですけれども、「一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。さらに、計画規模を上回る洪水」、今ご質問のあったところなのですけれども、「整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し」、先ほど所長がご説明したような水防団の体制とか「危機管理体制の整備等必要な対策を講じる」という書き方を原案ではしております。今ご質問のあった遊水地とかそういったものは、今の原案の中では設定はしておりません。

* 熊 谷

ほかに質問のある方、挙手をお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

なければ、質問でも意見でもよろしいですので、先ほど言ったとおり、皆様にお配りした意見を募集しますというペーパー、これに何でも結構ですので記入の上、後ほど外で封筒のほうをお渡ししますので、そちらに入れて事務局まで送っていただければと思います。

言い忘れましたが、室蘭開発建設部のホームページのほうでも意見の書き込みができるようにしております。パソコンをお持ちの方については、ぜひそちらのご活用のほうをお願いいたしたいと思います。我々の河川整備計画検討の参考とさせていただきたいと思います。

では、質問がないようですので、今後のスケジュールについて事務局のほうからお願いいたします。

* 財 津

遅くまでどうもありがとうございました。今後のスケジュールについて、治水課の課長をやっております財津のほうからご説明させていただきます。

まず、10月28日まで原案の縦覧を行っております。あわせて10月28日まで意

見募集というのを行っておりますので、意見につきましては10月28日までご提出いただけるようお願いいたします。その後、11月にはむかわ町内にて公聴会というのを開催する予定です。公聴会では、住民の方々から意見を発表していただくような会で意見を伺うこととなります。関係住民の方々からの意見とか流域委員会からの意見を参考に、今は整備計画（原案）なのですけれども、「原」というのを取って整備計画（案）というものを我々のほうで策定した後、北海道知事の意見を聞くなど所定の手続を経た上で、開発局長のほうで整備計画を策定するという流れになっております。

きょうはパワーポイントでポイントをかいつまんでご説明したのですけれども、後ほど原案のほうを読んでいただきまして、ここの用語がわからないとか、ここの意味がよくわからないとか、そういうご質問がありましたら、本部の治水課のほうか事務所のほうに問い合わせただければ、ご回答したいと思います。内容をよく把握した上で、意見につきましてメールなり郵送なりファクスなりで室蘭開発建設部のほうにご提出いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、河川については、治水、利水、環境の面で、むかわ町、流域にとって大きな役割を担っていると思いますので、皆様との共有の財産であると考えておりますので、我々と皆さんのほうで連携して、地域の共有財産としての川づくりにつきまして一緒に協力していくことが重要と考えておりますので、ぜひこの整備計画について多くのご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今後も鷗川の河川整備にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日は遅くまでありがとうございました。

*岡 田

これで説明会を終了させていただきます。本日はご出席くださいまして、大変ありがとうございました。